

第9回地産地消給食等メニューコンテスト 実施要領

第1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売所や加工などの取組を通じて農業の6次産業化による地域の活性化にもつながるものとして一層の推進が求められている。

このため、学校給食や企業の社員等を対象に提供される給食、不特定多数の消費者を対象に提供される外食等において、生産者との交流促進等の地産地消の取組を伴った地場産農林水産物・食品（以下、「地場産物」という。）を使ったメニューに関するコンテストを開催し、表彰されたメニューと地産地消の取組内容を広く紹介することにより、自主的な取組を促進し地域の地産地消の推進に資するものとする。

第2 実施主体

このコンテストは、全国地産地消推進協議会及び一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「機構」という。）が実施する。

第3 コンテストの部門

コンテストは、次の2部門について実施する。

1 学校給食・社員食堂部門

学校給食を調理している学校及び学校給食を提供している学校給食センター等並びに企業の社員等を主な対象として給食を提供している事業者による地産地消メニューの提供の取組。

なお、本部門には、幼稚園、保育所、病院、老人福祉施設、官公庁等を主な対象として給食を提供している事業者による地産地消メニューの提供の取組を含むものとする。

2 外食・弁当部門

不特定多数の消費者を対象として食事や弁当を提供する事業者による地産地消メニューの提供の取組。

第4 コンテストの参加者

コンテストの参加者は、次の1～4までに掲げる条件の全てを満たす者とする。

なお、「地場産物」とは、メニューを提供している学校や事業所等が所在する都道府県内で生産された農林水産物と地場産農林水産物を使った「地場産食品」とする。ただし、地域の実情に応じて、当該都道府県の近隣の都道府県で生産された食材を含み得るものとする。

- 1 地産地消メニューの食材として、地場産物を利用していること。
- 2 地産地消メニューを継続的に提供していること。

- 3 地産地消メニューの食材として地場産物を安定的に調達するため、学校や事業所等が所在する地域の生産者等と連携しているなどの取組があること。
- 4 児童や保護者、喫食者等に対する食育や地域農業等への理解促進の取組があること。

第5 応募

1 応募方法

表彰を受けようとする者又は表彰の候補者を推薦しようとする者は、別紙1の応募用紙に必要事項を記入し、応募期間中に、地産地消メニューを提供する主たる区域を管轄する地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の地産地消担当部署に、郵送、または受付用メールアドレス宛（別紙2）に提出することとする。（メール送信の場合、1通あたり7MB以下とし、添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系のファイル、またはPDFファイルで送信のこと。圧縮ファイルは受信不可。）

2 応募期間

平成28年8月5日（金）から平成28年9月9日（金）まで

3 応募書類の提出

応募書類の提出を受けた地方農政局等は、事務局に平成28年9月14日（水）までに提出することとする。

第6 審査

- 1 表彰の適正かつ円滑な実施を確保するため、地産地消や学校給食等に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。
- 2 審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 審査委員会では、提出された事例について書類審査を行い、表彰の候補を決定する。なお、必要に応じ、応募者又はその関係者に応募内容についての問い合わせをすることがある。
- 4 その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

第7 表彰の種類

別紙3の審査基準に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、表彰の種類と点数は次のとおりとする。

| | |
|---------|--------|
| 農林水産大臣賞 | 2点以内 |
| 文部科学大臣賞 | 1点（予定） |
| 食料産業局長賞 | 数点 |
| 審査委員特別賞 | 数点 |

第8 結果の通知

応募者に対して、事務局から通知することとする。

なお、農林水産省ホームページで結果を公表することとする。（公表については、平成28年11月頃を予定。）

第9 表彰を受けた者の公表

事務局は、表彰された者の概要等を取りまとめ、広く関係方面に配布するとともに、農林水産省は、取りまとめられた概要等を農林水産省ホームページに掲載するものとする。

表彰式は、平成28年11月上旬に東京都内で開催予定とする。

第10 庶務

コンテストに係る庶務は、機構が行うものとする。

第11 その他

このコンテストの実施に関し必要な事項は、機構が定めるものとする。

地産地消給食等メニューコンテストの審査基準

| 項目 | 判定 |
|---|----------------------------------|
| <p>① 地産地消メニューの内容が優れているか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消メニューの内容が、児童や喫食者が愉しめるものとなっているか。 ・ 地産地消メニューの内容が、地域の特性を生かした独自の工夫や、新規性を有するものであるか。 ・ 学校給食については、地産地消メニューの内容が文部科学省学校給食摂取基準に準じており、かつ、調理場の衛生管理が適正に行われているか。 ・ コストや提供する価格は適当なものとなっているか。 | A 優れている B 普通 C 優れているとはいえない |
| <p>② 提供者に対する食育や地域農業等への理解などの取組に生かされているか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食材として利用されている地場産物について、提供者に分かりやすく情報提供されているか。 ・ 食を通じて、環境保全や資源循環などの環境問題に関する理解の増進が図られているか。 ・ 地産地消メニューの提供を通じて、提供者と生産者との交流が図られているか。 | A 優れている B 普通 C 優れているとはいえない |
| <p>③ 地域の農林水産業の活性化に寄与しているか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間（四季）を通した地場産物の利用やその食材としての特徴を活かした地産地消メニューの提供に取り組んでいるか。 ・ 食材を安定的に調達するために、地域の生産者等と連携しているか。 | A 優れている B 普通 C 優れているとはいえない |

地産地消給食等メニューコンテスト応募用紙

ふりがな

都道府県名 : _____ 応募者の名称 : _____
 連絡先

〒 : _____

電話 : _____ FAX : _____

担当者 : _____ E-mail : _____

地産地消メニューの提供場所（区域）

場所 : _____

学校や事業所、店舗等の名称 : _____

地産地消メニューの名称（献立名）_____

(※平成28年9月9日までに、一食として提供されているものに限る。)

本メニューの提供開始時期 : _____ 年 _____ 月

本メニューの1食の価格（学校給食にあっては材料費） : _____ 円/食

本メニューの直近1年間の提供数（販売数） : 総提供数 _____ (月～月)

1日当たり提供数 _____

| 献立 ^{*1} | 材料名 ^{*2} | 分量(g) ^{*3} | 作り方 |
|------------------|-------------------|---------------------|-----|
| | | | |

※1：献立は、主食→主菜→副菜→汁物→その他（果物、デザート等）の順で記入下さい。

なお、学校給食については、主食→牛乳→主菜→副菜→汁物→その他（果物、デザート等）の順で記入下さい。

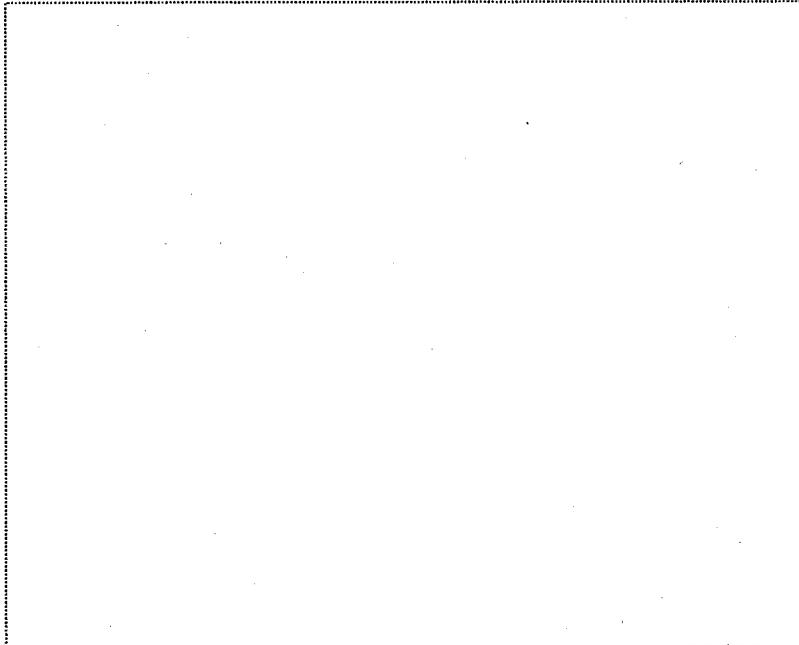
※2：材料名のうち、地場産農林水産物・食品を利用するものは、左の欄に○をつけて下さい。

※3：分量は、1人前当たりで記入下さい。なお、小学校の場合は中学年の数量で記入下さい。

地産地消メニューについて

<地産地消メニュー献立の写真>

※写真も審査の対象となりますので、デジタルカメラで撮影した
鮮明な写真を添付するなどご留意ください。

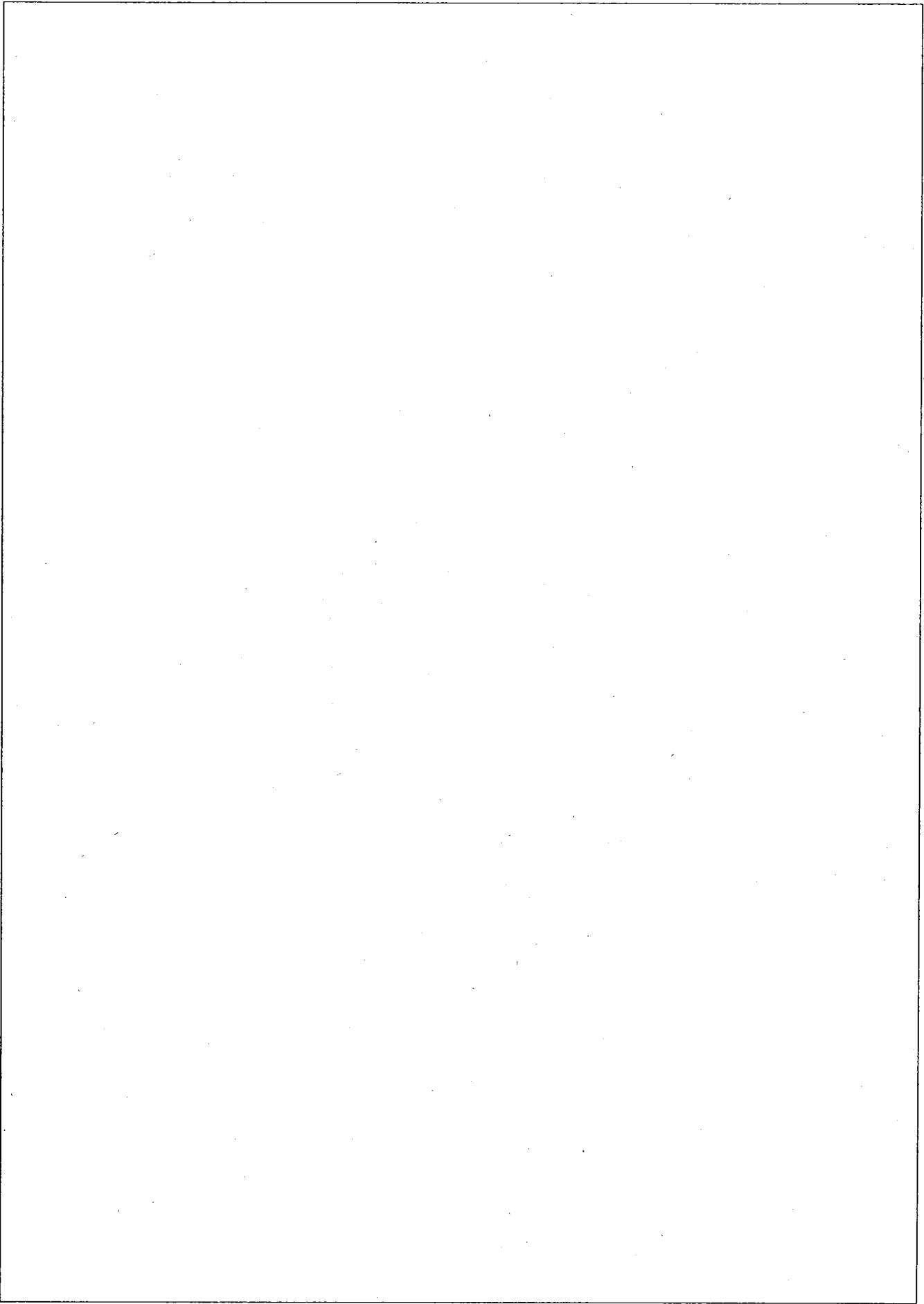


(上記写真の地産地消メニュー献立の特徴)

*上記写真の地産地消メニュー献立の特徴を記載してください。
(献立の特長・地域性、使用した地産地消食材の紹介、調理の工夫、メニューのアピールポイント等)

地産地消メニューの提供者の活動について

- 下記の事項について、応募者の具体的な取組、創意工夫の内容を2枚（A4判）程度で記述してください。
取組内容の記述に際し、可能なものは、できる限り数値（量、金額、点数、回数、人数、期間、割合等）を用いてください。
 - 補足説明資料として、応募者の取組内容を示す資料（写真、図表等を含む）を適宜添付してください。
なお添付資料は、5枚程度として下さい。
- 1 提供者に対する食育や地域農業等の理解などに向けた取組への活用
(例：提供者やその周辺に対する地産地消や農産物等の情報提供、環境保全や資源循環等の環境問題への理解の増進、生産者との交流促進 等)
 - 2 地域の農林水産業の活性化への寄与
(例：地場産農林水産物・食品の使用状況、地域の生産者との連携、安定的な地場産食材使用のための工夫 等)



【以下は、学校給食に提供している場合にのみ記載ください。】

※表内の数字は、小学校（中学年）と中学校の学校給食摂取基準値

○栄養価

| | エネルギー kcal | たんぱく質 g | 脂質 g | 脂質(%) % | カルシウム mg | マグネシウム mg | 鉄 mg |
|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|------------|
| 小学校 | 640 | 24 | | 25~30% | 350 | 80 | 3 |
| 中学校 | 820 | 30 | | 25~30% | 450 | 140 | 4 |
| | 亜鉛 mg | ビタミンA μRE | ビタミンB1 mg | ビタミンB2 mg | ビタミンC mg | 食物繊維 g | 食塩相当量 g |
| 小学校 | 2 | 170 | 0.4 | 0.4 | 20 | 5 | 2.5未満 |
| 中学校 | 3 | 300 | 0.5 | 0.6 | 35 | 6.5 | 3未満 |

注1：小学校に給食を提供している場合には、中学年の数値を記入下さい。

注2：学校給食センターで小学校と中学校両方に給食を提供している場合には、小学校中学年の数値を記入下さい。

注3：応募されたメニューの栄養価の計算根拠がわかる資料を添付して下さい。

○施設の衛生管理について

| | | | |
|---|--|----------|---|
| 施設建設年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 施設の状況 (該当するほうに○をつける) | ドライシステム | ウェットシステム | |
| 運用方法 (該当するものに○をつける) | 常時ドライ運用 ドライ運用ではない時間帯がある その他（ドライシステム運用） | | |
| 学校給食衛生管理の基準に合わせた運用、調理をしているか (該当するほうに○をつける) | している | していない | |
| 衛生管理基準に定められている諸帳簿等の整備 (該当するほうに○をつける) | 整備している | 整備していない | |
| その他特記事項 | | | |

「応募書類の提出先一覧」

応募書類の提出は、郵送、または受付用メールアドレス宛までご送付ください。

※メール送信の場合、1通あたり7MB以下とし、それを超える場合は複数回に分けて送信ください。

※添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系のファイル、またはPDFファイルで送信ください。Zipファイル等の圧縮ファイルは受信ができませんので、ご注意ください。

| ブロック | 担当都道府県 | 応募書類の提出先 |
|------|--------------------------------|---|
| 北海道 | 北海道 | 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル メールアドレス : chisan-hokkaido@maff.go.jp |
| 東 北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 | 東北農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 メールアドレス : chisan-tohoku@maff.go.jp |
| 関 東 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、山梨、静岡 | 関東農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 メールアドレス : chisan-kanto@maff.go.jp |
| 北 陸 | 新潟、富山、石川、福井 | 北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 メールアドレス : chisan-hokuriku@maff.go.jp |
| 東 海 | 愛知、岐阜、三重 | 東海農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 メールアドレス : chisan-tokai@maff.go.jp |
| 近 繩 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 | 近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 メールアドレス : chisan-kinki@maff.go.jp |
| 中国四国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 | 中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 メールアドレス : chisan-chushi@maff.go.jp |
| 九 州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 | 九州農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 メールアドレス : chisan-kyushu@maff.go.jp |
| 沖 縄 | 沖縄 | 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農政課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 メールアドレス : chisan-okinawa@maff.go.jp |